

平成 27年度 LED防犯灯整備事業について(依頼)

1 趣 旨

横浜市では、平成 21年度から防犯灯のLED化を進め、自治会町内会の皆さまに御協力いただき、これまでに本市直接工事及びESCO事業合わせて約155,000灯のLED防犯灯を整備してきました。

今年度も、昨年度に引き続き、本市の直接工事により、電柱へのLED防犯灯の新設及び鋼管ポール防犯灯の整備を行います。

2 整備灯数の目安

- (1) 電柱へのLED防犯灯の新設 : 市内全域約 1,000 灯
- (2) 鋼管ポール防犯灯のLEDへの交換及び新設 : 市内全域約 70 本
- (3) 防犯灯の撤去(鋼管ポールまたは電柱共架) : 市内全域約 430 本

3 申請書類及び提出期限

- (1) 電柱へのLED防犯灯の新設 及び 防犯灯の撤去(鋼管ポールまたは電柱共架)については、昨年申請書を提出し、見送りとなった申請については、新たな申請書を提出していただく必要はございません。
- (2) 鋼管ポール防犯灯のLEDへの交換及び新設については、昨年申請書を提出いただいたものについても、あらためて提出をお願いいたします。
- (3) 申請書類は、各区役所地域振興課でお受け取りください。
- (4) 提出期限：7月31日(金)までに、各区役所地域振興課に御提出ください。
- (5) 多くの要望がございますことは認識しておりますが、皆様からの全ての要望に対応することが非常に困難となっております。何卒御理解くださいますようお願い申し上げます。

4 整備の優先順位について

(1) 電柱へのLED防犯灯の新設

ア **鋼管ポールを撤去し、近くの東電柱またはNTT柱への新設**

腐食や曲がりなど、危険と判断したものを優先して撤去し、新設します。

イ **東電柱またはNTT柱への新設**

周辺に灯りが無く夜間の歩行に支障があるなど、どうしても明かりを必要とする場所に優先して新設します。

(2) 鋼管ポール防犯灯のLEDへの交換及び新設

ア **鋼管ポール防犯灯の交換**

腐食や曲がりなど、危険と判断したものを優先してポールごとLED防犯灯に交換します。

イ **鋼管ポール防犯灯の新設**

周辺に灯りが無く夜間の歩行に支障がある場所で、共架できる東電柱またはNTT柱がないところにLED防犯灯を新設します。

(3) 防犯灯の撤去(鋼管ポールまたは電柱共架)

腐食や曲がりなど、危険と判断したものを優先して撤去します。

5 電柱共架でLED化されていない防犯灯の対応期限について

自治会町内会エリア内の電柱共架タイプの防犯灯で、LEDに交換されていない防犯灯については皆様より御報告を頂いているところですが、まだ連絡をされていない防犯灯がございましたら、市民局地域防犯支援課へ8月31日(月)までに御連絡くださいますようお願いいたします。

設置基準や契約状況を確認し、LED化を進めます。

なお、自治会町内会がLED化を希望されなかった防犯灯は対象外です。

<お知らせいただきたい内容>

①電柱番号、②住所及び民家等の目標物（〇〇さん宅前など）

<未施工防犯灯連絡先>

市民局地域防犯支援課 電話：045-671-3709 FAX：045-664-0734

メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.jp

6 防犯灯の見守りについて

地域の皆様には、設置されたLED防犯灯の故障の発見や連絡などの日常の見守りをお願いいたします。

故障を発見された場合は、防犯灯横の黄色いプレートの管理番号または、緑色の鋼管ポールについては銀色シールの管理番号を確認の上、各区役所地域振興課または市民局地域防犯支援課までご連絡ください。

また、ESCO事業で整備が完了したLED防犯灯の地図については、7月の区連会后に自治会町内会ごとに配送ルートを通して送付させていただきます。

***LED防犯灯の故障等を発見された際は、下記内容を御連絡ください。**

①管理番号（黄色のプレート・銀色のシールに記載されている番号です）

管理番号が不明な際には、電柱番号・電柱住所・目標物をお知らせください。

②不具合の内容（「点灯していない」「昼間も点灯している」「点滅している」等）

③不具合発生の時期（気づいた日）、及び時間帯

※管理番号が不明な時は、「電柱番号」「住所」をお知らせください。

※防犯灯は周囲の状況や他の照明との関係、また防犯灯の種類により、点灯する時間が異なる場合がありますが、故障ではありません。

担当：市民局地域防犯支援課

電話：671-3709

FAX：664-0734